

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 11 日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日本薬剤師会
事務局 医薬情報管理部

スポーツファーマシストに係る都道府県薬剤師会担当者制度及び
令和 8 年度受講スケジュール等について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれては、日頃より薬剤師によるアンチ・ドーピング活動の支援、
スポーツファーマシストの推進等のお力添えをいただいているところです。

今般、スポーツファーマシストに係る都道府県薬剤師会担当者制度および令
和 8 年度受講スケジュールについて下記のとおりご案内いたします。

会務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご了承くださいますようお願い申
し上げます。

記

●都道府県薬剤師会担当者制度について

平成 28 年度以降、都道府県薬剤師会担当者制度についてご案内をしていなかっ
たため、一部加筆修正の上、別紙のとおりお示しいたします。

これまでの考え方を変更するものではありませんが、活動内容や対応事項につ
いてご理解の上、担当者を選定いただきますようお願い申し上げます。また、
本事務連絡においては 4. 別添様式を省略しております。

なお、本制度については JADA と申し合わせ済みであることを申し添えます。

●令和 8 年度受講スケジュールについて

本年度、以下のスケジュールが予定されております。現時点では未公表のため
情報のお取り扱いにはご留意ください。

- ・ 6 月 17 日～7 月 15 日 基礎講習受付期間
- ・ 9 月～ 基礎講習受講開始
- ・ 1 月～2 月 実務講習・認定申請・知識到達度確認試験

つきましては、以下のご対応をお願い申し上げます。

- ・ 都道府県薬剤師会担当者（以下、担当者）及び基礎講習受講対象者（更新・

新規)を併せて把握するため、本年6月末を目途に、本会より貴会に担当者全員の確認を別途お願いする予定です。その際には、執行部改選や職員異動等も踏まえ、ご報告をお願い申し上げます。

・担当者のうち、認定番号が23から始まる更新該当者および新規受講者は、基礎講習を受講いただく必要があります。

・基礎講習受講に際して、担当者は受講料が免除となるため、貴会からいただく本会へのご報告を基に、本会より JADA へ一括で申し込みを行います。

・基礎講習を受講する担当者は、更新・新規のいずれの場合であっても一般向け申し込みを行う必要はありません。

・担当者が誤って一般向け申し込みを行った場合、返金することはできません。

以上

本件に関する問い合わせ：

日本薬剤師会 医薬情報管理部 星野

03-3353-1193

di@nichiyaku.or.jp

※都道府県薬剤師会関係者限り

公認スポーツファーマシスト認定制度運営に係る
都道府県薬剤師会担当者制度について

令和8年5月
公益社団法人 日本薬剤師会

1. 目的

本会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADA）及び一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（以下、J-Fairness）の運営する公認スポーツファーマシスト認定制度（以下、SP）を推進し、薬剤師によるアンチ・ドーピング活動を支援する。

これに際し、都道府県薬剤師会（以下、県薬）に担当者制度を設け、各県薬への支援を行う。

2. 担当者の設置及び活動内容等

以下の担当者を、各県薬に1～3名ずつ設置する。

（1）及び（2）を同一人物が兼任することは差し支えないが、（1）及び（2）がそれぞれ3名を超過しないこと。

（1）アンチ・ドーピングホットライン担当者

薬剤師、選手、保護者等からのドーピングに係る問い合わせを受け、最新のアンチ・ドーピングに係る正確な情報をもって対応する。

（2）スポーツファーマシスト活動推進担当者

都道府県内において、薬剤師によるアンチ・ドーピング活動の拡充およびスポーツファーマシストの周知活動を推進する（会員・非会員を問わない薬剤師向け研修会の実施、学校等におけるアンチ・ドーピング教育、各競技団体の指導者への情報提供、他団体との連携等の活動を想定）。

これら（1）及び（2）の担当者は、本会、JADA 及び J-Fairness のいずれかが求めた際に、具体的な活動内容やアンチ・ドーピングに係る問い合わせ対応状況について、県薬を通じ報告を行うこと。

そのため、県薬役員、委員会委員、事務局といった県薬関係者から選任された者など、十分な連携が取れる者であることが望ましい。

3. 各担当者の SP 資格取得・更新と費用

上記担当者は、原則 SP 保持者とする。資格を持たない担当者においては、資格取得に努めること。

担当者の資格取得・更新手続きにあたって、各種申込・受講等は担当者本人の責任において行う。研修の免除、締め切りを超過した対応や、県薬事務局等による代理の申込・受講等は一切認められない。

なお、担当者を努める限り、認定料・更新料等の費用は免除されるが、SP を失

効した場合はこの限りではない。

4. 担当者情報の更新

担当者の変更・辞退、SP 認定番号の更新等が発生した場合、県菓は速やかに別添様式にて本会事務局に報告すること。

これら情報は、本会より JADA 及び J-Fairness に共有し、最新の担当者を関係団体において把握することとする。

変更報告の遅延に伴う更新料の発生等について、本会、JADA 及び J-Fairness は責任を有さない。

以上